日本海新聞　　令和　2　年　　6　月　4日　　（木）

仕事の疑問 相談室
鳥取労働局

Q　新型コロナウイルスの影響で、私が経営する会社は売り上げが減少し、従業員を休業させてい ます。何か支援はあるのでしょうか。

A　雇用調整助成金制度があります。

経済上の理由により事業活動を余儀なく縮小した事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行って雇用の維持を図った場合に、事業主が支払った休業手当、賃金などの一部を助成します。

雇用調整助成金の手続きがさらに簡素化

このほど、特例により助成率の引き上げや対象者の拡充、支給要件の緩和を行いました。今年5月19日の改定により、助成額の算定方法を大幅に簡略化、簡素化しました。

雇用調整助成金の助成額はこれまで、雇用保険の確定保険料の算定基礎賃金を基にした「平均賃金額」を用いていましたが、小規模（従業員がおおむね20人以下）事業主は「実額」により算定できるようになりました。また、提出が必要だった休業等計画届を不要とし、支給申請のみの手続きとしました。

さらに「所定労働日数」の算定方法を簡素化し、これまで過去1年分の実績を用いて算定出していたところを、休業実施前の任意の1カ月分をもとに算定できるようにしました。

詳しいマニュアルは厚生労働省のホームページに掲載していますが、不明な点があれば、管轄ハローワーク、鳥取労働局職業対策課に相談してください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課　電話0857－29－1708